

大友時代を
生きた人々

鹿毛 敏夫

岐部弥太郎

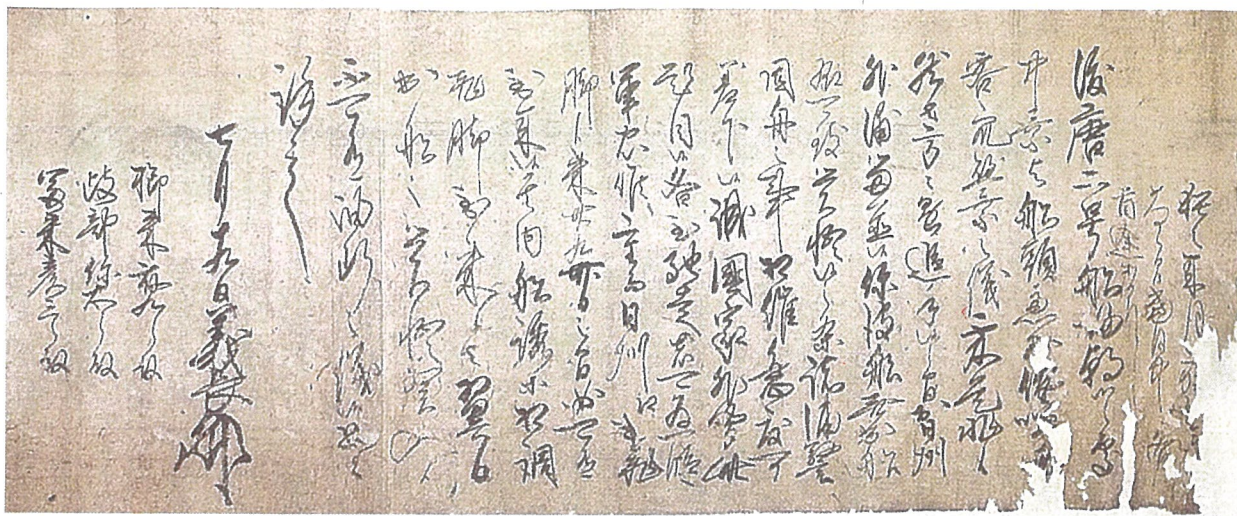
中世の豊後国国東郡岐部荘（国東市国見町）を本拠とする岐部氏は、豊後国守護の大友氏と主従関係を持つ武士でした。現地には、戦国時代に岐部氏が営んだ城跡（砦跡）や一族の供養塔類が残存し、同氏末裔には、一族の性質を示す多くの中世史料「岐部文書」が伝わっています。

例えば、16世紀半ばに21代当

主、大友義鎮（宗麟）が岐部能登守に宛てた書状では、「鯛濟々送り賜わり候、祝着候」とあり、岐部氏が漁獲した鯛を主家大友氏にたびたび贈っていたことが分かります。武士でありながらも海に生活基盤を置く、中世の岐部氏の存在形態を示す史料といえます。

また16世紀前半期の20代当主、大友義鑑が岐部能登守に宛てた書状では、冒頭に「このたび筑前国より渡海の船慮外」と記されていて、筑前博多方面か

岐部弥太郎らに遣明船の警護を命じた大友義長書状（岐部文書）



遣明船を警護した国東水軍衆

ら豊後の大友氏のもとへ何らかの荷物を積んで航行する船が、周防灘の海上で海賊か何かの「慮外」（思いがけない）な事件・事故に遭遇し、その処理に岐部氏が活躍したことが読み取れます。かつて水運が主力だった中世から近世にかけて、周防灘を一望できる国東半島北端の岐部荘は、往来する船舶を掌握することが可能な、西瀬戸内海ルート上の要地でした。

さらに「岐部文書」には、19代当主の大友義長が、岐部弥太郎ら国東地方の水軍衆3人に宛てた1506（永正3）年の遣明船に関する書状があります。それによると、この遣明船団の「渡唐二号船」が九州まで帰朝し日向灘を北上する際に、船内で喧嘩騒動が起こっています。その事態を「是非に及ばず候」と憂いた義長は、船を「日州外浦」（宮崎県日南市）の港に係留させ、その無断出航を禁じる措置を取っています。そして、その船留の警護役として現地向かう準備をするよう、国東地方の水軍衆当主の榎来藤九郎、岐部弥太郎、富来彦三郎の3人に命じているのです。

岐部氏をはじめとした大友氏の国東水軍衆が、中国へ行き来する遣明船の護衛や治安維持の役を担っていたことが、この史料から証明されます。

九州の守護・戦国大名が行う対外活動の最前線で、実際の派遣船に搭乗しての操船や船内の警備、あるいはその主船を取り囲んでの警護や護送の実務を担ったのが、岐部氏のような海洋領主的性格を有する大名家臣団でした。彼らは、合戦時には大名水軍の一員となって海戦に赴き、平時には船を使った漁業活動や物資の輸送活動をなりわいとする、海に生きた武士といえます。

（名古屋学院大学国際文化学部長・教授）